

外国人の永住要件、改定へ 技能実習期間などは算入せず

浦野直樹 2018年11月7日07時30分

シェア 254
ツイート list
B!ブックマーク 106
メール
印刷

外国人の永住権取得が厳しくなる ガイドライン改定のイメージ

永住許可の要件



うち、就労資格
または居住資格
をもって5年以上
在留

在留資格



改定後
永住権取得に
必要な就労期間
として算入しない

永住権の申請が可能

外国人の永住権取得が厳しくなる

mouse MousePro
 インテル®
Core™ i7
 プロセッサ
 ×
480GB SSD
 モバイルノートPC
 営業・管理職にお勧め!
 13.3型フルHD
 より迅速な導入。最適化された設定。
※画像はイメージです。

[PR]

外国人労働者の受け入れ拡大のために 在留資格 が新設予定であることを踏まえ、法務省 が永住許可のガイドラインを見直す方針を固めたことが、関係者の話で分かった。現在は永住権を取得するためには日本に10年以上暮らし、このうち5年以上は「就労資格」などを持っていないが、技能実習生や、新たに創設予定の「特定技能1号」で滞在している間はこの5年に含めないなどの方向で検討している。

永住許可、新資格には厳しく 技能実習は「帰国を前提」 →

健康保険、家族は「日本居住」限定へ 外国人材増に対応 →

「移民政策ではないか」新在留資格、与党内からも疑問 →

より技能が熟練した外国人を対象とする「特定技能2号」は、就労資格とみなすことを検討している。ただ、特定技能の 在留資格 は人手不足が前提で、この人手不足が解消した場合には在留できない可能性もある。就労資格と認める場合でも、こうした特性を踏まえる方向だ。

出入国管理法は、永住権を取得するために①素行が善良②独立の生計を営むに足る資産や技能がある③永住が日本の利益に合する——の条件を課している。法務省 はガイドラインを策定し、これらの要件について具体的に規定している。滞在期間の規定は③に関するガイドラインとして決めている。

技能実習生は 在留期間 が最長で5年のため、永住権申請の要件を満たすことはなかったが、技能実習生から特定技能1号に移行した場合は最長で10年の滞在が可能になる。(浦野直樹)